一般財団法人 木更津自動車学校 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人木更津自動車学校と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県木更津市請西1,541番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、交通道徳の普及高揚及び交通関係の健全な発達を図り、もって交通 安全の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 交通事故の防止及び交通道徳高揚のための啓発
 - (2) 交通関係諸団体との連絡協調
 - (3) 会報の発行
 - (4) 交通安全教育に関する事業
 - (5) その他法人の目的を達成するに必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員 会で定めたものとする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産運用基準によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備 え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 賃借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 賃借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置くとともに定款 を主たる事務所に備え置きするものとる。
 - (1) 監査報告

第4章 評 議 員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任等)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会にて行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員については、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の 総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議委員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他 の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を 一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する 社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人法通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に 規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員として の権利義務を保有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第14条 評議員は、無報酬とする。
 - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項については、評議員会の決議により別に定める規定による。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第16条 評議員は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
 - 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して 評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければ ならない。

(招集の通知)

- 第19条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、 場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならな い。
 - 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること なく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する 評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案 について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があった ものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告をすることについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第25条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第26条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
 - 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理 事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事及び監事を選任する場合には、次の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- (2) 他の同一の団体(公益法人は除く。)の理事又は使用人である者その他これ に準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3 の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その 業務を執行する。
 - 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担 執行する。
 - 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の 職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、その他の監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任するこ

とができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第32条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項については、評議員会の決議により別に定める規程に よる。

(取引の制限)

- 第33条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実 を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧 問)

- 第34条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。
 - 2 顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。
 - 3 顧問は、無報酬とする。だだし、その職務を行うために要する費用の支払い をすることができる。
 - 4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理 事 会

(構 成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 通常理事会は、毎事業年度開始後3か月以内に1回、新事業年度開始前又は前々月に1回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事 長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以 内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その 請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する 同法第101条第2項の規定により、監事から理事長に招集の請求があった とき、又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき。

(招集)

- 第38条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の規定により招集するときは、請求 があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会 の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
 - 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集 する。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

- 第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第1 97条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議 があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第42.条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知 したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。
 - 2 前項の規定は、第3条及び第4条並びに第12条の規定についても適用する。

(合併等)

第45条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人と の合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能そ の他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第47条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法 人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(設置等)

- 第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別 に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第11章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議 を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条 第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登 記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は鶴岡忠男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。